

九条の会全国統一行動月間特集

(2014年11月15日発行)

宮城県内九条の会連絡会

11月15日は毎年恒例の「つどい」です。

13時から開会（12時開場）、16時まで。

仙台サンプラザホールで開催です。こぞってご参加を！

次回街宣は11月18日（火）12時～13時、平和ビル前です

- 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める街宣。次回は11月18日（火）12時～13時。仙台市平和ビル前です。前回は11月4日に実施。13名が参加し、チラシ500枚を配布しました。
- 宮城県内九条の会連絡会では以下を計画。
 - ①各9条の会は話し合いを持ちましょう。
 - ②月間中に何をするか、計画を立てましょう。
 - ③学習会・講演会を開催して、学びましょう。
 - ④「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回せよ、9条を守れ」の署名を進めましょう。各会の賛同者・会員の2倍を目標に。
 - ⑤各9条の会は「計画」「活動」を宮城県内九条の会連絡会事務局に報告し、それを毎週まとめて、全九条の会に送りましょう。
- 11月24日（月・休）に東京日比谷で九条の会主催の集会在開催されます。九条の会では参加者を募っています。各会でご検討ください。九条の会への申し込みは不要です。開会13時、パレード行進15時から。宮城県内九条の会連絡会にはご連絡ください。

（活動報告）白石憲法九条の会・「平和のための戦争展」の速報
（写真などは次号でご紹介します。）

白石憲法九条を守る会は11月24～26日まで「平和のための戦争展」を開催。来場者は148名、昨年130名を上回りました。集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回をもとめる署名が19筆集まりました。

（詳細と写真は次号で紹介いたします。）

(活動報告) 生協仙南 9 条の会が集団的自衛権行使容認問題で学習会を開催

10月29日、役員会で「憲法9条と集団的自衛権」の学習会を開催。野呂圭弁護士からお話を伺いました。人数は11名と少なかったのですが、しっかり勉強しました。参加者から周りに広げてゆくことが出来ます。

会ではこの間、5月21日福島原発事故のバス視察、6月29日母親大会、8月2日からの日本母親大会、8月4日からの原水禁世界大会と参加し、学んできました。

11月15日の「つどい」で学び、来年4月4日の「平和憲法大講演会 in 仙南」を成功させるために頑張ります。

当面「つどい」の後は1月7日の仙南9条の会の交流会を成功させるために頑張ります。

(活動報告) 6 地域九条の会、店頭・駅頭で宣伝活動

6 地域 9 条の会は集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求めて、地元で地道に活動を続けています。その一端をご紹介します。

- 10月23日 午後4時～5時 生協岩切店前。9人が集まり、チラシ120枚を配布し、署名も44筆集まりました。
- 10月25日午前11時=12時、セラビ幸町店まで。10人が参加し200枚配布。署名は78筆集まりました。
- 11月8日 午前11～12時 セラビ幸町店前
宣伝カーで訴え、署名は参加者持ち寄った署名も含めて101筆も集まりました。
- 11月10日 午前8:00～ JR岩切駅前。通勤・通学者に宣伝カーで訴え、チラシ200枚を配布。「文太さんの話を聞きたい」という人など好反応でした。
- 11月26日 午前11時～12時 生協新田東店前12人が集まり、チラシ120枚を配布。署名は58筆。



- 臨時宣伝カー。地域内をくまなく回り、活躍しています。



(活動報告) 名取九条の会 駅頭でつどいのチラシ配布

11月4日(火)朝7時からJR名取駅に集合、東西口に三人ずつ分かれて通学・出勤途中の方に「11.15 つどい」のチラシ配布活動。

およそ50分で200枚を配布しました。名取九条の会で準備したチラシはこれで配布完了しました。

高校生はなかなか受け取りませんが、大人の方は結構受けとってくれました。配布に当たっては、チラシを折らずに全体が見える状態で配った方が良いですね。

会では、配布完了を受けて参加者を募る活動に集中、7日時点で当初目標の25名を達成。さらに呼びかけを拡げています。

(活動報告) 片平9条の会、「憲法お茶っこ会」を開催

片平九条の会では、10月19日(日)午後1時30分から片平市民センターにおいて、最近はやりの?“憲法カフェ”ならぬ「憲法お茶っこ会」を開催しました。たまたま市民センターにおられた方3名の飛び入り参加を含めて22名の方が参加されました。

はじめに、開会あいさつにかえて、7月10日付「毎日」(夕刊)に掲載された作家・作詞家なかにし礼さんの詩「平和の申し子たちへ!泣きながら抵抗を始めよう」を朗読。続いて、地元情報誌「りらく」連載の“書き込み寺”でおなじみの真宗大谷派・徳照寺住職でみやぎ憲法九条の会世話人の佐藤和丸さんから話題提供ということで約1時間お話ししていただきました。



佐藤和丸さんのお話は、みやぎ憲法九条の会に誘われたときは憲法など関心もなく皇居の“キュウジョウ”のことかと思った

自分がなぜいまこうして九条の会の活動をしているかという話から、秋田市での宗教者九条の会の集まりで聞いたベトナム帰還兵アレン・ネルソンさんの話し、自分の思い込みで暴走する点で、あのブッシュ米大統領と安倍首相が似ているという話し、集団的自衛権は「高校生番長の義理でやる決闘みたいなもの」という話しなど得意の“絵解き説法”を交えて多彩に繰り広げられました。

このあと懇談に移り、日本人の宗教観についてや裁判員制度をどうみるか、真宗大谷派

と他派との違い、戦争協力とその反省などについて語り合いました。

参加者からは「めったに聞けない話が聞けて良かった」「ベトナム戦争の話は今の集団的自衛権につながる」などの感想が寄せられました。

以下はこれから（11月15日以降）の企画です。

（これからの企画）仙台弁護士会主催「秘密保護法の廃止を求める市民集会～輝け世界に！伝えよう未来へ！憲法9条を守り生かす宮城のつどい
小森陽一さんと菅原文太さんの講演と対談です！

日時 2014年11月15日（土）13時開会～16時終了

会場 仙台サンプラザホール

講演①小森陽一さん「9条の危機を押し返すために」

②菅原文太さん「今、伝えたいこと」（仮題）

③以上の後、二人が対談します。①～②で2時間とっています。

入場無料。チラシは各9条の会にお渡ししてあります。

- ・ 集団的自衛権行使容認の閣議決定で「戦争する国づくり」が進んでいます。平和を目指すなら、元々閣議決定などは不要。全国民・国会で話し合えばよいこと。国会審議すら行わずに進めることこそ異常です。
- ・ 「つどい」では県内九条の会4～5つの会からの報告も予定されています。
- ・ 戦争する国にしない、させない、これからもずっと！
- ・

（これからの企画）宮城県内九条の会連絡会の街宣。

- ・ 次回街宣は11月18日（火）12時～13時。仙台市平和ビル（旧佐々重ビル）前
- ・ 内容は「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回」のチラシと署名。

（これからの企画）戦争体験を聞く会松島「九条」の会

日時 11月22日（土）14時～

会場 高城コミュニティセンター

講演 伊藤啓治さん「シベリヤ体験」

（これからの企画）2014日本のうたごえ祭典 in みやぎ。11月に開催

日時 11月22日（土）、23日（日・祝）、24日（月・休）

11月23日（復興を希う音楽会） ゼビオアリーナ仙台（あすと長町）

13時開場・14時開演・17時15分終了予定

指定席4000円自由席3500円（高校生以下・障がい者・介助者2000円）

11月23日（みんなで大うたう会）ゼビオアリーナ仙台（あすと長町）

17:30～19:30 参加費500円

11月22日、24日は「被災地企画として仮設住宅うたう会・被災地視察ツアー」と「合唱発表会・オリジナルコンサート太白区らららホール、日立システムズホール仙台（旭ヶ丘）」があります。

お問合せは実行委員会まで。☎022-281-8771 FX022-261-5280 まで
（うたごえ九条の会は祭典の中心メンバーです。）

（これからの企画）とみや九条の会の映画会「ビルマの豎琴」

日時 11月24日（月・休）10時～12時

会場 成田公民館

映画鑑賞とおしゃべり。映画は「ビルマの豎琴」。敗戦後、残った日本兵は何をしてきたか。

入場は無料

（これからの企画）石巻地区第23回平和のつどい

日時 2014年11月29日（土）10時～17時

30日（日）10時～16時

会場 みやぎ生協文化会館アイトピア

- ① 展示パネル ビキニ水爆実験「第5福竜丸展示館」資料
 - ② 展示パネル 「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」
 - ③ 29日（土）13時半～折り鶴コーナー・DVDコーナー
 - ④ 30日（日）10時半～語り部コーナー。山崎誠さん（塩釜）ビキニ水爆実験で地元漁船も被曝
 - ⑤ 30日（日）14時～平和コンサート。コンブリオ ライラックス他
- 主催：「平和のつどい」実行委員会（連絡先）庄司捷彦法律事務所（96-5131）
後援：石巻市・石巻教育委員会・いしのまき農協・宮城県漁協・みやぎ生協・石巻日日新聞社・石巻かほく・ラジオ石巻 FM76.4

**（これからの企画）」演劇九条の会の劇団仙台。劇団結成10周年喜念公演
「ふるさと物語」**

日時 2014年11月29日（土）14時と18時公演

会場 NPOセンター市民活動シアター

チケット：大人 1500 円（当日 1700 円）、中高生 500 円（当日 700 円）

チケット前売りの連絡先は 022-267-3110 の劇団仙台まで

大震災・火山噴火・原発事故で荒れ果てた日本の里山。

残された犬たちはなにを考えて生きたか。

（これからの企画）将監九条の会、設立記念講演会開催！

日時 2014 年 12 月 6 日（土）13:30～15:30

会場 将監西コミュニティセンター

演題 「宗教者の私と憲法 9 条」いずみ愛泉教会牧師布田秀治さん

文化行事 「歌い継がれてゆく心の歌」ソプラノ姉齒けい子さん、
ピアノ津軽美枝さん

（これからの企画）憲法講演会「震災復興と憲法」

— 地元研究者の役割を考えながら —

学者・研究者「九条の会」と東北大学憲法九条を守る会共催：東北大学職員組合協賛

福島大学元学長の今野順夫さんは東日本大震災と福島第一原発事故からの復興・復旧に尽力されてきました。その貴重な努力をお話していただきます。

日時 2014 年 12 月 6 日(土)13 時～

会場 東北大学片平キャンパス金属材料研究所講堂

演題 「震災復興と憲法」

講師 今野順夫（元福島大学学長）

主催 宮城・研究者九条の会 東北大学憲法九条の会共催

協賛 東北大学職員組合

**（これからの企画）12・8 ふたたび戦争を繰り返させない集い
～講演と文化の夕べ**

日時 12 月 8 日（月）午後 6 時 15 分開会

会場 仙台市シルバーセンター・第一研修室

演題 「秘密保護法と集団的自衛権と」

講師 野呂圭弁護士

演題 『自衛隊国民監視差止訴訟弁護団挨拶と報告』

講師 千葉晃平弁護士

資料代 500 円

主催 平和・民主・革新の日本をめざす宮城の会（宮城・革新懇）

連絡先 宮城・革新懇（中央法律事務所 022-227-2291）

**(これからの企画) 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する講演会
仙台弁護士会の講演会です。**

仙台弁護士会の興味ある企画です。詳細は次回 E メールニュースでお知らせします。

日時 2015年1月17日(土) 13時から(詳細は次回掲載)

会場 フォレスト仙台

講師 樋口陽一先生(東北大学・東大名誉教授・国民法制懇メンバー)

講師 柳沢協二先生(元自衛隊幹部・国民法制懇メンバー)

(これからの企画) 2015年3月7日(土) ころ、大集会を予定

みやぎ9条懇話会と宮城県内九条の会連絡会、みやぎ憲法九条の会は来年3月頃、大集会を開催する予定で準備に入りました。今の計画は以下の通りです。

日時: 2015年3月7日(土)頃。会場確保が1月になるので最終の日程は未定

会場 会場を確保してから発表します。

内容 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回させ、憲法9条を守る。特定秘密保護法や教育問題など「戦争する国づくり」に反対する集会

(これからの企画) 仙南地域九条の会が団結して開催!

「2市7町規模の平和憲法大講演会」の開催!

仙南地域の九条の会は来春に向け、九条の会が共同で大講演会の開催を計画。白石九条の会が呼びかけ、2市7町の九条の会12と憲法九条を守る首長の会、みやぎ農協人九条の会、宮城県内九条の会連絡会、みやぎ憲法九条の会の合計16がまとまって講演会を企画しました。隔週、実行委員会を開催して準備中!

1. 日時 2015年4月4日(土) 13時半~16時半(時間は予定)
2. 会場 大河原えずこホール
3. 内容 ①講演 九条の会事務局長・東大大学院教授小森陽一さん(決定)
②仙南地域の九条の会の報告 ③合唱(紫金草合唱団を予定)
4. (主催九条の会) ①白石九条の会 ②角田九条の会、③柴田九条の会 ④大河原九条の会 ⑤柴田協同クリニック九条の会 ⑥蔵王準備会 ⑦村田準備会 ⑧七ヶ宿準備会 ⑨川崎町準備会 ⑩丸森準備会 ⑪生協仙南九条の会 ⑫仙南青年九条の会 KIRAKIRA☆九条の会 ⑬JOHN ⑭宮城県内九条の会連絡会 ⑮憲法九条を守る首長の会 ⑯みやぎ農協人九条の会 ⑰みやぎ憲法九条の会 以上16。

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（13）

2014年11月15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

はじめに

当初は、本稿で2013年から翌14年迄の安倍政権の本質と政策、そしてその由ってきたるイデオロギーを分析するつもりであった。しかし、紙幅の関係と分割して論ずるのが、安倍内閣の本質をより詳細に明らかにするのに寄与するであろうという理由によるものである。

そこで本稿は2013年のみを考察の対象とする。

一 2013年の幕は、同年1月28日、安倍首相の所信表明演説で、①緊密な日米同盟の復活、②世界戦略的外交の展開、③テロ、サイバー攻撃などへの危機管理の強化、④「強い日本」を作ること、を公言したことで始まったのである。

（1）そして同年2月8日、集団的自衛権行使の是非に関する有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が再度立ち上げられた。

今回の安保法制懇は、2008年提出の報告書に記されていた4類型以外についても集団的自衛権の行使が可能かどうかを検討する任務を与えられた。では以前の四類型とは何か。おさらいすれば、①公海上における米艦隊防衛、②アメリカに向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、③PKO活動での自衛隊による自己防護以外での武器使用、④PKO活動等における他国への後方支援、の四類型であった。これらはいずれも集団的自衛権容認の内容を持つものである。

（2）加えて安倍首相は、2013年2月22日、オバマ大統領と日米首脳会談を行い、日米共同声明を公表した。又、同日記者会見も行った。その際に、安倍首相は、①集団的自衛権行使容認への検討を開始すること、②弾道ミサイル防衛協力を推進すること、米軍普天間飛行場の具体的対応をすること、さらにこの3年間で損なわれた日米の絆と信頼を取り戻し、緊密な日米関係が復活したこと、集団的自衛権容認、防衛費増額、防衛大綱の見直し、同盟強化への取り組みなどを述べたのである。

右の言明は、安倍内閣が集団的自衛権（実際は日米軍事同盟に基づくアメリカの戦争への参戦）を立法ないし憲法解釈により公然と認めようとするものであり、これまでの政権もなし能わざるものであった。これにより日本は、不幸にも新たな憲法改悪の時代に突入したのである。

二 (1) 2013年4月16日、安倍首相は、衆議院予算委員会で、「特定秘密保全法」につき、極めて重要な課題だと述べ、制定への意欲を示すと同時に、日本版 NSC（国家安全保障会議）の創設を目指すことを明らかにした。

また同年4月22日、安倍首相は参議院予算委員会で、憲法96条について「7割の国民が変えたいと思っても、たった3分の1の国会議員が反対すれば国民は指一本触れることができないのはおかしい」と述べた。憲法96条改正先行論が初めて首相の口から語られたのである。

なお彼は、4月19日にも日本記者クラブでの記者会見でも96条先行改正論を打ち上げていたのである。

(2) 2013年5月17日、自民党安全保障・国防部会合同会議は、「新防衛の大綱に係る提言（骨子案）」を政府に提言した。この「提言」は、概要次の如き内容のものである。

①防衛費の増額、現行防衛大綱の抜本的見直し、新大綱の提言、②大綱の見直し（その内容は、日米同盟の一層の強化、防衛力の質量の充実強化）、③安全環境につき、主要国内における本格的武力紛争の可能性低下、グレイゾーンの紛争の増加、④憲法改定、国家安全基本法制定、国家安全保障会議（NSC）設置、集団的自衛権をめぐる活動基盤の整備、日米ガイドラインの見直し、④具体的提言として、自主憲法制定、国防軍設置、個別的・集団的自衛権の憲法上明記、早期憲法改定、秘密保護法制定、制服組・内局組との一体的機能強化、監察体制強化、⑤そして基本的考え方として、強靱な機動的防衛力確保。

以上が新大綱の概要である。

(3) ではいかなる人物が新大綱を策定したのか。座長は柳井俊二（元駐米大使）、座長代理北岡伸一（国際大学学長、東大名誉教授）、岩間陽子（政策研究大学院大学教授）、岡崎久彦（元駐タイ大使）、葛西敬之（JR 東海会長）、佐瀬昌盛（防衛大学名誉教授）、佐藤謙（元防衛次官）、田中明彦（国際協力機構理事長、元東京大学副学長）、中西寛（京大教授）、西修（駒澤大学名誉教授）、西元徹也（元自衛隊統合幕僚長）など合計13名である。

いかにも安倍色を帯びたいわゆるタカ派的人物ばかりである。しかも彼らは、開会に当たり、安倍首相から「あり得べき憲法解釈の在り方」と「特に集団的自衛権に関する論点を中心に議論」を深めよとの指令を受けたのである。正に「安保法制懇」は、安倍首相が意のままに操れるメンバーであったのである。なお、安倍内閣の極右的本質を人脈の面から分析したものとして、俵義文「第二次安倍改造内閣のタカ派・極右的本質とその矛盾」（前衛2014年11月号）参照。

三 先に記した「新大綱」は正に憲法改「悪」のためのプランであり、そのための立法への道筋を示したものであった。

2013年6月7日、安倍内閣は、国家安全保障会議創設関連法案を閣議決定し国会に提出、2013年10月26日可決成立した。この法律は、内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣の四大臣から構成され、総理大臣の下に情報を一元化して外交や安全保障の中心として活動すること、情報収集のため内閣官房に「国家安全保障局」を設置することなどを定めたものである。

正に、外交、防衛の司令塔的役割を背負わされた国家安全保障会議及び国家安全保障局は、いわば内閣の中枢であり、内閣の内閣という二重権力的構造となることは必定である。

しかし、この権力の二重構造は、過去の歴史に鑑み、破綻するか、それとも（安倍）首相の独裁体制となるかの何れか、であろう。敢えていえば破綻するであろう。安倍首相には人心の意思・意見を収攬する力はないからである。

四 （1）さらに2013年5月24日、共通背番号制が成立し、国は、企業や個人などのあらゆる情報を一元的に管理できるようになった。この制度の下では、本来主権者である人民は、プライバシーはおろか、思想・信条・良心・言論・宗教などに関する個人情報に政府により一元的に管理され、把握され、国家権力のいわば「奴隷」の如き存在になりかねない恐るべき制度である。

（2）次に2013年7月9日、防衛白書が内閣に報告された。その概要は次のようなものである。

①防衛大綱の見直し。②防衛費増額。③日米防衛協力指針の見直し。④オスプレイの沖縄配備。⑤弾道ミサイルの脅威に対して実効的抑止力の検討。⑥自衛隊に海兵隊的機能を持たせる。⑦武器輸出三原則の見直し。

この白書から浮かび上がってくる国家像は、平和外交より軍事力を優先する軍国主義的国家像である。

（3）2013年7月21日、参議院選挙が行われ、自民党が圧勝した。115議席（47.9%。得票率は34.68%）という結果であった。約3分の1の得票しか得ていないにも拘わらず半数近い議席を得たのである。自民・公明両党の合計議席は135であり、全議席の56.3%であった。しかし、重要なことは憲法改定に必要な3分の2以上の議席はとれなかったことである。

しかも世論調査によれば、「今回の参議院の選挙結果では憲法改正に積極的な政党の議席が3分の2に達しませんでした。あなたはこの結果についてどう思いますか」という問いに対し、「よかった」が30.1%、「よくなかった」が16.1%、「どちらともいえない」が51.7%であった（河北新報2013年7月24日）。このように参議院選挙結果と世論調査結果との間にギャップが生じているのは

何故か。予めいえば自民党が巧妙に争点隠しを行ったこと、また改憲反対勢力の宣伝力不足があったように思う。

それはともかくとして、この参議院選挙によりいわゆる衆参対立の「ねじれ現象」が解消したことは、安倍政権をして恰も奢れる独裁者の如き立場に立たしめたのであり、このことは重要であり、人民にとっては悲劇的なことであったと思う。

五 (1) 2013年7月26日、防衛省は、「新防衛力大綱」中間報告を発表した。

その要点をごく簡単に要約すれば、①中国の軍事力への懸念、②北朝鮮への懸念、③日米同盟、日米防衛協力、在日米軍再編、島しょ部への攻撃に対する機動展開能力や水陸両用機能の確保、部隊・装備の配備、統合輸送の充実強化、民間輸送力の活用、補給拠点の整備、水陸両用部隊の充実・強化、北朝鮮の弾道ミサイル攻撃への対応能力の充実、高高度滞空型無人機導入、PKO参加五原則の検討(注①検討とは「見直し」のことであろう。②三原則とは④武力による威嚇又は武力の行使であってはならない。⑤国連総会又は安保理事会の決議に基づくものであること。⑥紛争当事者間に合意または同意のあること)。武器輸出三原則等の検証、などである。

以上の如き「新防衛大綱」の真の狙いは、中国及び北朝鮮を仮想敵として、そのあり得べき(?)攻撃に対して日米が一体となって共同戦線を組み攻撃することである。なお、この「新大綱」は2013年12月17日に閣議決定された。

(2) その後も安倍首相は、集团的自衛権容認・行使へのプランと着々と実行に移していった。その詳細は紙数の関係もあり、拙著「国防保安法の歴史的考察と特定秘密保護法の現代的意義」東北大学出版会、2013年3月)321頁以下を参照してくださるようお願いしたい。

(3) 2013年10月25日、安倍内閣は、「特定秘密保護法案」を閣議決定し、国会に提出したのである(なお同日、国家安全保障会議(NSC)も衆議院で審議が始まった)。そして2013年12月6日、特定秘密保護法は成立した。正に戦後民主主義を崩壊させかねない「悪法」、憲法を否定する「悪法」が成立したのである。この法律については紙数の関係上、2014年7月1日閣議決定され翌日公表された「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と共に、次回に検討することとしたい。ただ一言だけここで述べておきたいのは、前者の法案も後者の閣議決定も憲法の根本を変革=改悪するものであり、正にクー・デターだということである。

みやぎ憲法九条の会〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台ビル5階
電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160